

公共下水道事業における不適切対応について

1. 概要

市が整備した「四季の丘はたそめ」の公共下水道について、汚水処理を開始（4月8日）した直後からマンホールポンプ内の異常水位が確認されたため、モニタリングを継続するとともに、大型バキューム車を待機。4月16日以降については、朝晩のピーク時に大型バキューム車による汚水引抜き作業を継続実施中。

本問題について、市が本公共下水道整備に向けて行った事業内容等を調査したところ、市側の発注内容や事業者に対する作業指示等が不適切であったことが判明。

2. 経緯等

(1)平成 25 年度

- ①茨城県が市町村から提出された下水道の整備予定区域や将来人口をもとに改訂した「那珂川・久慈川流域別下水道整備総合計画」や「那珂久慈流域下水道事業計画」において、市は、「四季の丘はたそめ」の実際の人口で計画するよう求めるべきところ、茨城県に対してそのような要請をする必要性を認識せず、具体要請を行っていなかった。
- ②市は、(株)東京建設コンサルタント茨城事務所に委託し、上位計画の「那珂川・久慈川流域別下水道整備総合計画」と整合させた形で、「全体計画」を変更。



(2)平成 27 年度

- ①市は、(株)日産技術コンサルタント茨城事務所に委託し、上位計画の「那珂川・久慈川流域別下水道整備総合計画」や「那珂久慈流域下水道事業計画」及び市の「全体計画」の内容と整合させることを優先した形で、「事業計画」を変更。
- ②結果、計画上の処理人口について、「四季の丘はたそめ」の実際の人口(当時約2,700人)ではなく、708人の増加にとどめ、「四季の丘はたそめ」からの下水道管の汚水流出量を0.006 m³/秒とした。
- ③また、既設(「四季の丘はたそめ」自治会が所有)の汚水処理施設の汚水処理量を実測し、上述の汚水処理量が不適切(過少)であることが把握できる状況であったにもかかわらず、市はそのような認識を持たず、委託事業者に対して適切な指示をしていなかった。



(3)平成 28 年度

- ①市は、(株)NJSに委託し、市の「事業計画」をもとに「四季の丘はたそめ」公園内マンホールポンプへの汚水流入量を過少(0.006 m³/秒=0.36 m³/分)なまま設計した。
- ②また、委託事業者から、マンホールポンプの設計に向けて、既設の汚水処理施設の汚水流入量のデータ入手を市は依頼されたが、流量計が故障していたことを理由に対応しな

かった。

- ③その他、マンホールポンプの能力を設定するうえで、不明水（雨水等の流入）の検討が必要であることを認識し、市は当該調査を別途行う前提で事業者と調整していたものの、その後、具体対応をとっていなかった。
- ④また、契約期間（平成 28 年度）内に完了すべき「実施計画」について、事務の煩雑さを理由に必要な手続きを取らず、委託調査を継続し、契約期間後の平成 29 年 11 月 27 日に受領した。



(4)平成 30 年度～令和 3 年度

- ①市は、市の「実施設計」に基づき公共下水道整備工事を実施。

【参考】事業経費について

事業経費 261, 416, 700 円（うち国庫補助額 110, 546, 350 円）

3. 事業者に対する責任追及の可能性について

上記 2 の経緯等を踏まえ、顧問弁護士とも相談したところ、委託事業者等に重大な瑕疵があるとは認められず、責任を追及することは難しいとの見解（5 月 13 日）。

4. 今後の方針等について

(1)「四季の丘はたそめ」の汚水処理対応について

- ①当面、「四季の丘はたそめ自治会」が所有する汚水処理施設を借用して汚水処理を行うべく自治会と調整中であり、調整が整うまでの間、引き続き汚水が溢水しないよう、モニタリング及び大型バキューム車による汚水引抜き作業を実施。
- ②茨城県等の関係機関と調整をしつつ、抜本的な対応策（補助金の扱いを含む）について今後検討。

(2)関係する職員等への対応について

「常陸太田市職員処分審査会」等における審査を踏まえ、関係した職員への処分について検討。

(3)再発防止策について

市長から全職員に対し、地方公務員としての法令遵守や業務の着実な実施、信用失墜を起こさないよう注意喚起を実施（5 月 19 日）。更なる対応については、議会等のご意見をいただきながら検討予定。